

告 示

埼玉県選管告示第七十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年十月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	春日部市立医療センター	埼玉県春日部市中央六丁目七番地一
老人ホーム	社会福祉法人桑の実会 特別養護老人ホーム 本郷希望の丘	埼玉県所沢市大字本郷二百六十六番